

# 次世代育成支援対策推進法に基づく情報の公表

## 次世代育成支援対策推進法に基づく山形おきたま農業協同組合の行動計画を策定しました

「次世代育成支援対策推進法」は、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されました。この法律は、平成26年度末までの時限立法ではありましたが、法改正により法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されました。

この法律においては、企業は、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業行動計画」を策定することとなっており、常用雇用する労働者が101人以上の企業は、この一般事業行動計画を策定し、その旨を都道府県に届けることが義務とされています。

本組合では、下記のとおり行動計画を策定します。

## 山形おきたま農業協同組合行動計画

全ての職員がその能力を十分に発揮できるような働きやすい環境をつくとともに、職員が仕事と子育てを両立できるよう、次のように行動計画を策定する。

### 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

### 内容

#### ●目標1

計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準にする。

男性職員 : 計画期間内に1人以上取得すること。

女性職員 : 取得率を計画期間内に90%以上取得すること。

### <対策>

- 育児休業給付など制度の周知や情報提供を行う。
- 妊娠中および出産後の健康管理や相談窓口の設置。
- 育児休業期間中の代替要員の確保。

### ●目標 2

計画期間内に、3歳未満の子を養育する職員の勤務時間短縮等の申出の取得率を産休取得者の2%以上とする。

### <対策>

- 取得率を高める人事異動の配慮。
- 取得者の代替要員としてインストラクター等瞬時に対応できる職員の配置を検討する。
- 内部文書による周知・啓発の実施。

### ●目標 3

計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均10日以上とする。

### <対策>

- 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取り組み。
- 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 内部文書による周知・啓発の実施。